

## 2014年6月定例会 個人質問

○副議長（川上八郎） 休憩を解いて会議を続けます。

次に、9番 櫻井 周議員の発言を許します。———櫻井議員。

○9番（櫻井 周）（登壇） 議長より発言の許可をいただきましたので、事前通告に従って質問させていただきます。

まず、第1に特別職をめぐる退職金制度についてお伺いをいたします。

市の職員で特別職に就任されるときには、市の職員を一旦退職されるということになります。この退職されるときに60歳以上である場合には退職金は定年退職として満額いただける。ところが、59歳以下である場合は普通退職ということになりまして、定年退職の場合に比べて割安になってしまいます。59歳の普通退職の場合とそれから60歳の定年退職の場合、500万円ぐらいの差が出てくるということになります。

そこでお尋ねをいたします。市の職員から副市長や事業管理者などの特別職に就任するときに年齢がたまたま60歳か59歳かと、場合によっては1日違いで市の職員の退職金大きな違いが生じるということ是不公平だというふうに考えますが、市当局の考えはいかがでしょうか。

次に、この調整方法についてでございますが、定年退職後に間を置いて特別職に就任するというのも可能でございますので、市の職員の定年退職時に調整すると、一般職の退職金の時点で調整するということは、これは難しいのかなというふうにも思います。

そこでお尋ねをいたします。特別職を退任するときの退職金で事後的に調整するということは、理屈の上では可能かと考えますが、市当局の考えはいかがでしょうか。

次に、駅前の違法駐輪問題についてお尋ねをいたします。

阪急伊丹駅、駅の周辺では駐輪指導員がいらっしやなくなる午後3時ごろから違法駐輪がたくさんおきまして、自転車が散乱するという状況になります。歩行者にとってはまことに危険であるということで、このことは市議会でも何度も取り上げられてまいりました。ただ、地元商店街の経営に配慮すれば、なかなか厳しい取り締まりができないというのも実情でございますし、またその都度撤去していくということになりますと、撤去費用も膨大になるという問題がございます。

また一方で、高齢者や女性などの自転車利用者からは、地下駐輪場に自転車を運んでいくというのは体力的にしんどいという声もございます。また、買い物忘れやちょっと立ち寄りというぐらいの場合だと、わざわざ地下駐輪場に行くというのは煩わしいという声もございます。そうしたことからだと思いますが、つつい歩道に駐輪してしまう方が少なからずいらっしやるといのが現状でございます。

こうした状況を踏まえつつ、また近隣市の様子を見ますと、例えば阪急塚口駅前のさんさんタウンの前や阪急西宮北口駅前のアクタの前の歩道には駐輪用のラックが置いてありまして、そこに自転車が収納されているということで整然と並べられておりまして、歩行者の安全は確保されているように見えます。阪急伊丹駅の駅前の現状と比べますと、こう

## 2014年6月定例会 個人質問

した塚口や西宮北口駅の駅前の様子はずっと安全なのかというふうにも思うところがございます。

そこでお尋ねをいたします。阪急伊丹駅の駅前の歩道には高齢者や障害者を含めた歩行者の安全を確保できる幅員を確保した上で駐輪ラックを配置するというスペースはありますでしょうか。もし歩道に駐輪ラックを設置するだけの十分な幅員があるのであれば、阪急塚口駅前や阪急西宮北口駅前のように駐輪ラックを設けるということも考えるべきだと思いますが、これまで実現できなかったのはなぜでしょうか。

また、先月より自転車等対策審議会の審議が開始されましたが、歩道の駐輪ラックを設置することについても検討されるのでしょうか。

次に、教育における学校についてお尋ねをいたします。

昭和の時代は教員が講義をするというスタイルが一般的でございました。学校だけでなく学習塾でもそうで、そのように行われておりました。しかし、最近ICTの発展、普及によりましてさまざまな教授法が可能になりつつあります。例えばウェブでの授業、ビデオ・オン・ダイヤモンドによる授業ということも可能でございまして、このような方法を使いますと生徒児童は理解に合わせた学習を進めることができますし、また授業がすごく上手な、最も上手な人の講義をビデオなどを通じて受けることができるということになります。むしろこうしたウェブサイトですとかICTを使ってはできないようなことを学校と教員が担っていくべきではないのかなというふうにも考えるところでございます。

例えば佐賀県の武雄市では、生徒にタブレット端末を配付いたしまして、いわゆる反転授業という方法で授業を進めようとしております。すなわちウェブで予習を行ってきて、学校の授業では学習内容の実践、すなわちグループ討議であるとか学び合いであるとか、そうしたことを行うというふうに聞いております。また、教員の役割としましては、これまでは講義をする、情報の伝達者というところから、今度は生徒たちがみずから学んでいく、学び合いの中での学びのファシリテーターというような役割がより大きくなるのかなというふうにも思うところでございます。

そこでお尋ねをいたします。ICTの発展、普及により教員中心の学習から生徒中心への学習へと変えられるようになってきたというふうに考えるところでございますが、伊丹市教育委員会は学校と教員の役割を見直していく考えはありますでしょうか。

次に、こうしたウェブを活用した授業、こうしたものを行っていかうとするときに生徒のやる気があるということが前提になってきます。すなわち予習をしてくれなさいと言っても生徒のほうにやる気がなければなかなかしてこない。そうしますと、事前の予習ができていなければそもそものグループディスカッションも含め全てが成立しないということになりますから、まずは生徒のやる気があるということが前提となってまいります。

では、そのためにはどのようにすればよいかということが課題になるわけでございますが、例えば鹿児島県の通山保育園の横峯吉文理事長は、子供のやる気のスイッチとして、1つ、子供は競争したがる。2つ目に子供はまねをしたがる。3つ目に子供はちょっとだ

## 2014年6月定例会 個人質問

---

け難しいことをやりたがる。4つ目に子供は認められたがっている。こうしたやる気のスィッチをうまく活用してやる気になり、そして物事を達成し、その達成感を味わいながらやる気がさらに湧き出てくるというような好循環を保育園で実践をされているというふう聞いております。

そこでお伺いをいたします。生徒のやる気を引き出すために学校現場ではどのような取り組みを行っていますでしょうか。

また、こうした生徒が主体的に学習を進めていくという中で、生徒が自分自身を評価する力っていうのも非常に重要かと考えます。例えばソチオリンピックのフィギュアスケート男子で金メダルを獲得しました羽生結弦選手は、演技終了後、済みませんというふうに発言をされました。これは自分のイメージする演技ができなかったということに対する反省かというふうに一般的に理解をされております。一方で、伊丹市出身でスキーモーグル女子で惜しくもメダルを逃した上村愛子選手は、自分の力を出し切ったということですがすがしい笑顔を見せておりました。

自分自身がどれだけ成長できたか、目指すものがどこまで達成できたかということが自己評価、こうしたことをしっかりできるというのがさすが一流選手だなというふうに思うところでございます。ここで重要な点は、他人との競争ではないと。自分自身がどれだけ成長したか、それを自分自身で検証するということが大切だというふうに考えます。

そこでお尋ねをいたします。自分の成長を自己評価する力こそ自己の成長に必要と考えますが、自己評価力を育むためにどのような教育を行っていますでしょうか。

次に、いじめの問題についてお尋ねをいたします。

いじめの問題は特に天津市の中学生の自殺の事件が報道されまして、約2年前になりますけれども、そうしたことがあってから特に全国的にもいじめ問題、改めて注目をされております。伊丹市においてもいじめ問題しっかりと取り組んでおるところかとは思いますが、しかし、いじめが発見されてもなかなか解決できていない事例があるように見受けられるところでございます。

伊丹市においては伊丹市いじめ防止等対策審議会を開催して、取り組んでおるところでございますし、また兵庫県教育委員会においてはいじめ対応マニュアルを作成して、取り組んでいるところでございますが、こうした取り組みにもかかわらず、なかなか解決できない事案があるということがまさに問題でございます。

そこでお尋ねをいたします。いじめを発見したときにはどのようにして解決をするのでしょうか。また、何をもっていじめの解決とするのでしょうか。

また、教育現場ではいじめ問題解決のために必要な能力を備えているのでしょうか。すなわち十分な人員が手当てされ、いじめ対応マニュアルなどに関する十分な研修は教員に対して行われているのでしょうか。

また、先ほど申し上げました天津市の事件の教訓といたしまして、天津市第三者調査委員会の委員を務めた尾木直樹法政大学教授は、事件から2年半経てもなお加害者側の親子

## 2014年6月定例会 個人質問

ともに事の重大さがわかっていないことに愕然としますというふうに述べておられます。また、家庭裁判所の判決においても、自分の行為が1人の少年を死に至らしめたことの重大さが内省できていないというふうに指摘をされております。

そこでお尋ねをいたします。加害者がいじめを行ったことを深く反省し、加害者の被害者への心の底からの謝罪をすることがいじめ解決には不可欠だと考えますが、その道筋をつけるために教育委員会と学校と教員はそれぞれどのような役割を果たしておられますでしょうか。

次に、道徳教育についてお尋ねをいたします。

道徳教育、これは生徒児童に対する道徳教育をお話する前に、一つ指摘しておかなければならないことがございます。6月4日に生涯学習部長が逮捕されたという事件でございます。ただ、これは本人がまだ否認をされているというふうにも聞いておりますので、冤罪の事件、冤罪事件である可能性は排除はできないというふうに思っております。また、確定した判決が出ていない段階でございますので、このこと自体に論評することは避けたいと思いますが、ただ、テレビ等では伊丹市教育委員会生涯学習部長逮捕ということで報道をされておりますので、イメージダウンというのは相当あったらろうということは思うところでございます。

振り返って、伊丹市教育委員会ということで振り返ってみますと、教育委員会職員が市立図書館で盗撮をしたという事件がございました。また、中学校教員が神戸市内で盗撮をしたという事件がございました。これらは、この2件はいずれも、私が市議会になってまだ3年でございますが、その間に起きた事件でございます。市民や生徒児童から見れば伊丹市教育委員会という教育行政の根本が腐っているというふうにも思われても仕方がないというふうに思います。

すなわち学校での道徳教育の前に、まずは隗より始めよということで、伊丹市教育委員会の公務員倫理に係る道徳教育が急務だというふうに考えるところでございます。

そこでお尋ねをいたします。教育委員会は市民の信頼回復のためにこれまでどのような取り組みを行ってこられましたでしょうか。

次に、伊丹市の道徳教育の一つ、大きなテーマでございますならぬことはならぬものですという規範の学習についてでございます。

先ほどより申し上げておりますけれども、大人の世界でも規範が守られていないということがあちこちにあるわけでございます。例えば先ほど申し上げた駅前の放置自転車。駐輪禁止という大きな看板が出ている前に自転車がたくさん並んでいるという現状でございます。また、伊丹市教育委員会の不祥事がテレビで報道されているということもございます。こうした事案があると、子供に対して全く説得力がないというふうにも思うところでございます。

そうした中で、やはり規範意識をどうやって教えていくのかということが大きな課題でございますけれども、そこでお尋ねをいたします。規範意識を教えるとともに、規範が必

## 2014年6月定例会 個人質問

要な理由、規範が守られないとどのような結果を招くのかなど、ならぬことはならぬものですということ、その先、また全体像を子供たちに考えるようにしていくことが必要と考えますが、教育委員会はどのようにお考えでしょうか。

また、ならぬことはならぬものですという規範意識の徹底の意味について少し考えてみたいと思います。この規範意識というのは一つ間違えますと規範から外れたものは悪いものだというふうにも捉えかねません。規格外は悪というふうになりますと、できの悪い子はだめなんだというようなふうにも捉えられかねません。そうなってしまいますと今度は規範意識がもしかするといじめを助長してしまうと、そういうリスクもあり得ると考えますが、規範意識を学習する上で教育委員会はどのような点に留意されてますでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

○副議長（川上八郎） 二宮総務部長。

○番外（総務部長二宮叔枝）（登壇） 私からは、特別職をめぐる退職金制度に関する御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の市職員から副市長や事業管理者などの特別職に就任するとき年齢がたまたま60歳か59歳かで職員の退職金に大きな差が生じるのは不公平ではないかという御質問についてでございますが、御承知のとおり、副市長、公営企業の管理者等の特別職につきましても、地方自治法また地方公営企業法の規定に基づき、その職責を担い得る能力、適性を見きわめ、本人の同意を得た上で市長が適任者を選任、任命する職でございます。就任時の年齢についての定めはございませんで、その時々における人材、組織体制等の事情により異なることとなります。

また、本市の一般職員の退職手当制度につきましても、国家公務員の制度に準じたものがございます。退職事由及び勤続年数に対応する支給率は全国ほぼ同一でございます。したがって、特別職への就任の際、個々のケースを比較した場合には一般職の退職手当の額に差が生じることとなりますが、国及び近隣他都市との均衡を考慮いたしますと、退職手当制度上、妥当であると考えております。

次に、2点目の特別職を退任するときの退職金で調整することは可能ではないかという御質問でございますが、特別職の退職手当制度につきましても、市長等の退職手当については周辺他都市あるいは兵庫県下の自治体の水準と均衡を図るべきとの伊丹市特別職報酬等審議会の答申も踏まえ、平成23年12月に市長等の退職手当支給条例の改正を行い、公営企業の管理者の退職手当につきましても、兵庫県市町村退職手当組合の制度に準じ、特別職としての在職期間に応じて支給することとしております。特別職の退職手当については、退職時の給料月額に在職月数及び支給割合を乗じて手当額を算定し、その特別職としての任期に対する報償として支給されるものでございます。

一般職及び特別職に対する退職手当につきましても、それぞれ別の条例として制度が確立されておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○副議長（川上八郎） 大石都市交通部長。

## 2014年6月定例会 個人質問

○番外（都市交通部長大石正人）（登壇） 私からは、駅前の違法駐輪問題についての3点の御質問にお答え申し上げます。

まず初めに、阪急伊丹駅前の歩道に路上駐輪ラックを配置するスペースがあるのかでございしますが、道路法施行令第11条の9、自転車駐車器具の占有の場所に関する基準では、第2項に路上駐輪ラックを歩道上に設ける場合においては、道路の構造から見て道路の構造、または交通に著しい支障のない場合を除き、該当自転車駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに自転車または歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が市町村道にあつては条例で定める幅員であることとなっており、伊丹市道路の公道基準等に関する条例の自転車歩行者道に関する条文では、自転車歩行者道の幅員は歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとなっております。

阪急伊丹駅北側及び東側の駅前広場におきましては、幅員が広いところで約12メートルあり、路上駐輪ラックを配置しても残る歩道の幅員が本市条例で規定する基準を確保できることから、路上駐輪ラックの設置を検討できるスペースがあると考えております。

次に、路上駐輪ラックはこれまで実現できなかったのはなぜかとの御質問にお答えいたします。

過去に阪急伊丹駅周辺の商業者団体から要望がございまして、検討を重ねましたが、まず第1に、阪急伊丹駅は震災後に高齢者や障害者など各種団体の方々と協議を重ね、全ての人に優しい福祉駅として再建されたことから、歩道上には駐輪施設がないほうが望ましいこと、第2に、阪急伊丹駅前地下自転車駐車場や西台自転車駐車場など、阪急駅前の駐車施設の収容台数に余裕がある中で、新たに駐輪施設を整備することの必要性の有無を議論し、市民の皆様のご合意を得られる状況にないと判断したことから、実現に至っておりませんでした。

次に、自転車等対策審議会でも路上駐輪ラックの設置は検討されるのかについてお答えいたします。

これまで駅前の放置自転車対策については、駐輪指導、撤去や駐輪場の料金政策等で対応してきましたが、成果が上がっていない状況を鑑み、これまでの方針を大きく転換するような思い切った対策が必要であると考えております。これまでの方針を転換するには市民合意が必要であり、そのため審議会を設置し、審議していただき、答申をいただくとしております。

審議会に先立ち、先月行いました自転車利用に関するアンケートでは、路上駐輪ラックの設置に関しまして多くの要望がございましたこともあり、路上駐輪ラックの設置も含めて、今後の審議会では駐輪施設のあり方について検討していただく予定となっております。

審議会での答申を踏まえ、可能な限り利用者ニーズに応じた最適な自転車駐車場の整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（山内 寛） 木下教育長。

## 2014年6月定例会 個人質問

○番外（教育長木下 誠）（登壇） 私から、教育における学校の役割、いじめ問題、道徳教育に関する御質問にお答えをいたします。

まず最初に、教育における学校の役割について、ICTの発展、普及により、学校と教員の役割を見直していく考えはあるのかとの御質問ですが、結論から申し上げますと、ICTの発展、普及にもありますが、時代の変化に伴う子供たちにつけなければならない力の育成という視点から見直していかなければならないと考えております。

日本は、2007年から人口減少時代に入りました。また、グローバル化はますます進展をしています。国内の労働人口は減り続け、さまざまな制度やシステムが変化することが見込まれます。教育においては、そのような変化に立ち向かえる人を育てなければなりません。すなわち自分の頭で考え、自分で答えを出せる人が求められるようになると思います。まさにこの力が学習指導要領の中で求められている思考力、判断力、表現力です。

このような力は教師が指導で基礎基本を教えるだけでは培うことはできません。今、求められている力は基礎基本を活用する力です。教師が必要な基礎的、基本的な知識や技能を指導し、その後、子供たちが少人数グループで主体的に考え、他者との意見交換の中から自分の考えを膨らませ、自分の言葉で他者にわかるように説明するなどの授業を展開することが不可欠です。すなわち教師は学びのファシリテーターとしての役割を果たすことが必要になってまいります。

このようなことから、本市では既に校内研究などを通して授業改善に取り組んでおり、今述べましたような子供の活動が主体の授業実践や子供たちが実物投影機などのICT機器を使ってプレゼンテーションのできる力の育成に取り組んでいるところでございます。

次に、生徒のやる気を引き出すための取り組みについてですが、学習やスポーツ活動に目標を持たせ、充実感、達成感を味わわせたり、修学旅行や体育大会等の学校行事についても子供たちが興味関心を持って取り組めるよう、子供たちと一緒に企画をしています。また、部活動の充実を図るなど、さまざまな体験活動を通して自尊感情を育む取り組みを行っております。

自尊感情の高い子供は、困難なことに直面しても自分の力で乗り越えていくことができます。また、常に目標を持つようになり、新しいことにチャレンジしようという姿勢が生まれてきます。さらに、自分に自信ができるため、他人に優しくなります。自尊感情については、2012年の国立青少年教育振興機構の実施した青少年の体験活動等に関する実態調査においても、自然体験や生活体験が豊富なほど自尊感情は高くなるという結果が出ています。

このようなことから、本市においては教育基本方針の柱の一つに自尊感情の育成を据え、褒める、認める、評価する、成功体験を積みせることを頭に置いた指導の徹底を図っているところでございます。

次に、自己評価力の育成についてですが、自分の成長を自己評価することはとても大切なことです。その自己評価力を養うには、さまざまな体験活動を重ねることが必要です。

## 2014年6月定例会 個人質問

---

そして、それぞれの場面において子供たち自身の自己評価と教師や保護者などからの言葉かけの2つの評価が子供たちを大きく成長させます。

特に学年が低い子供たちは、自己評価よりも他者からの評価のウェイトが大きい傾向にあり、褒める、認める、できることを評価することで、まず自尊心を醸成することが大切です。その自尊心の醸成があって、初めて自己を過小評価することなく、自信を持って何事にも取り組めるようになります。

学校現場で行われている自己評価としては、自己評価シートを活用した体験活動や、学期末の振り返りなどがあります。活動を振り返る中で自分を評価し、反省をすぐに生かせるような取り組みにしています。

また、進路に向けた取り組みの中では、進路学習ノートを活用し、自己を見詰め直して分析することにより、自分の将来について考えることにもつなげております。

次に、いじめ問題に関する御質問にお答えいたします。

いじめを発見した場合に重要なことは、いじめを受けた児童生徒の心情に寄り添うことと、組織的に対応をすることです。

いじめを発見したときは、まず、教員が個人的に対応するのではなく、組織として、いわゆるいじめ対応チームがいじめを受けた児童生徒から受容的、共感的な姿勢で聞き取りを行い、状況の把握に努めます。状況に応じては、心理や福祉等の専門家、警察等の関係機関に協力を求める場合もあります。そして、いじめを受けた児童生徒の保護者には、明らかになった事実関係や学校の指導方針を伝え、解決に向け、連携して取り組むことを求めてまいります。

また、いじめたとされる児童生徒には、謝罪を形式的に行わせるだけでなく、教育的配慮のもと、いじめに至った気持ちや状況などを十分に聞き取り、その児童の背景にも目を向け、指導を行ってまいります。

聞き取りの中で、いじめは人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させ、みずからの非を認めさせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪へとつなげていきます。また、その保護者には事実関係を説明し、家庭での指導を依頼してまいります。

いじめの解決には、いじめたとされる児童生徒による形式的な謝罪のみに終わるのではなく、いじめを受けた児童生徒の心の回復を図ることが大切で、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの活用を図ってまいります。

いじめが解消されたかどうかという判断は、いじめを受けた児童生徒といじめたとされる児童生徒との人間関係が修復され、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができることであります。

いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものです。そのため、教員はそれぞれの学校で英知を絞って策定いたしました、それぞれの学校の学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ対応の力量を高めるために計画的に研修を行って

## 2014年6月定例会 個人質問

まいります。

また、いじめ問題で最も大切なことは、いじめの未然防止であり、わかる授業づくりや子供たちの自尊感情を育む教師の言葉かけ等の研修を通じて、いじめの防止のための技量を高めていきたいと考えております。

学校への人的な支援につきましては、必要に応じてスクールソーシャルワーカーや学校運営支援員等を派遣し、多面的な支援を行っております。さらに生徒指導ふれあい相談員によるきめ細かな指導、支援に努めているところでございます。

いじめたとされる児童がいじめを深く反省し、いじめを受けた児童生徒に心の底から謝罪させるためには、学校はふだんから、いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものでないということを児童生徒に理解させ、全ての教育活動を通じて人権尊重を基盤とした学校づくり、学級づくりに取り組むことだと考えています。

伊丹市教育委員会としましては、道徳教育や人権教育の充実、さらに読書活動、体験活動などを通じて児童生徒の規範意識の醸成に努めてまいります。このような日々の継続的な教育活動がみずからの非について心から謝罪のできる子供の心を育てるものと考えております。

次に、道徳教育に関する御質問にお答えします。

まず、職員の公務員倫理についてですが、今般、教育委員会事務局職員が強制わいせつ容疑で逮捕された事件については、現在警察において事実確認が行われているところでありますが、そもそも職員にこのような事案の容疑がかかり、報道されましたこと自体、まことに遺憾であり、市民の皆さんに御迷惑をおかけしたことを大変申しわけなく思っております。

議員御指摘のここ数年、職員の不祥事が発生しており、その都度、市民の皆さんからの信頼を回復すべく、服務規律の確保及び綱紀粛正の徹底に取り組んでまいりました。

これまでの具体的な取り組みとしまして主なものを上げますと、1つ目は、綱紀粛正や服務規律の確保に関する通知の発出であります。強制わいせつやセクハラ、パワハラ、交通違反、金銭上のトラブル、個人情報管理、また学校職員には、それに加えて体罰などの問題について、公務員として、また社会人として守らなければならない基本中の基本であることから、定期的に通知を出し、周知徹底に努めてまいりました。

2つ目は、服務規律に関する職員研修の実施であります。

新任主査や新任課長を対象にコンプライアンスや危機管理研修を実施してまいりました。また、各職場においては、年2回、セクハラやパワハラなどに重点を置いた人権研修を実施してまいりました。

3つ目には、課長級以上の職員を対象に綱紀粛正、コンプライアンスに関する副市長面談を実施してまいりました。また、学校現場の職員には、経験年数に応じて初任者研修やミドルリーダー研修等を実施するとともに、学校長、教頭につきましては年6回の校長会、教頭会において指導の徹底を図ってまいりましたところでございます。

## 2014年6月定例会 個人質問

このように、これまでにさまざまな取り組みを進めてまいったところではありますが、このたびの不祥事を受け、6月4日に急遽臨時の教育委員会協議会を開催し、これまでの取り組みに反省すべき点がなかったかを点検し、今後一日も早く市民の皆さんからの信頼を回復できるよう早急に講ずべき具体的な対策について検討を行ったところでございます。今後、なお一層の服務規律の確保、綱紀粛正の徹底に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、規範意識の醸成についてですが、規範意識の醸成につきましては、教育基本法第6条に、学校教育の実施に当たっては、教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずることを重視しなければならないと明記されており、また、学校教育法21条には、義務教育の目標として、規範意識を育み、社会の発展に寄与する態度を養うことが明記されております。

市教育委員会といたしましては、規範意識の醸成に当たっては、ならぬ事はならぬものですといった絶対的な道徳的価値判断があることを教えるとともに、児童生徒みずからが時と場に応じて望ましい道徳的な行動がとれるような内面的な質を高めることが重要であると考えております。

例えばみずから命を絶ったり、人の命を奪ったりすることなどの人の生命にかかわることや、学校の授業の円滑な実施にかかわることなど、人として当たり前のことについては、ならぬ事はならぬものですと、しっかりと教えることは重要なことです。社会で許されないことは学校においても許されないことであり、児童生徒の発達段階に応じて、集団や社会で生活する上で必要とされる規範意識については繰り返し丁寧に指導してまいります。

そのために、道徳の時間においては「私たちの道徳」等の副読本を活用して、児童生徒に自己の生き方についての考えを深めさせるとともに、特別活動や部活動などの活動を通じて望ましい規範意識を体験的に身につけさせる取り組みを行ってまいります。

規範意識の醸成に当たっては、学級担任だけでなく、全職員の共通理解、共通行動に基づく協力体制を整えるとともに、家庭との連携が重要です。教育委員会としましては、規範意識の醸成は価値観の多様化や地域や家庭の教育力の低下が指摘される中、学校の重要な目標であり、今後もその取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

最後に、規範意識を学習する上での留意点についてですが、規範意識の醸成は、先ほど申し上げましたように、家庭との連携のもと、あらゆる教育活動の中で具体的な指導を通じて行わなければなりません。その際に留意しなければならない視点は、1つ目は、学校及び学級において人権が尊重される環境づくりが規範意識の醸成にかかわる取り組みと同時に行わなければならないということです。全ての規範は人権を守るためにあるものであると考えます。

2つ目は、学校長のリーダーシップのもと、教職員の共通理解を図り、一貫性のある組織的な取り組みが必要です。規範は個人の都合ではなく、あくまで社会や集団生活の維持向上のために必要なものだからです。

## 2014年6月定例会 個人質問

3つ目は、規範に違反する児童には、教育相談活動を通じて、その背景、原因の把握に努めるとともに、家庭との連携を図りながら丁寧な事後指導を行うことが重要です。

4つ目には、児童生徒が大切にしたい学校や学年集団の規範は、児童生徒は自然と守るものです。個人の児童生徒が大切にしようとする集団とは、お互いを認め合える居場所のある集団です。規範意識の前に集団への帰属意識が重要であります。そのために生徒会活動や児童会活動の活性化を図り、児童生徒がみずから規律の必要性について考える機会を設けるなどして、自立的な集団の育成を図ることが必要です。

今後、ますますグローバル化が進み、価値観の多様化が進む中、確固たる道徳的判断力を育て、規範意識の高い市民の育成が重要であると考えています。そのためには学校、家庭、地域の連携が欠かせません。教育委員会としましては、あらゆる教育活動を通じて規範意識の造成等に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○副議長（川上八郎） 櫻井委員。

○9番（櫻井 周）（登壇） 2回目以降は、一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず、特別職をめぐる退職金制度についてでございます。

先ほど御答弁いただいたように、基本的には一般職の退職金制度、それから特別職の退職金制度と、別々な仕組みが並列して並んでいるがゆえに、そのはざまといいますか、でこうした問題が起こり得るといふこととの説明がございました。

私自身、1年半前、この特別職の退職金の条例改正のときに何も言わなかったじゃないかと、今ごろになって何を言うのかというふうに批判されると、もうまさに、まことに申しわけない話でございまして、今ごろになって気づいたということでございます。

水道事業管理者、新しい方が上下水道事業管理者ということになって、新しい方が就任されて、あれ、前任の方と後任の方、何かちょっと違うなというところで気づいたわけですが、そうしたことを含めまして考えましても、やはり差があるっていう、しかも少しの差ではなくて、かなり大きな差があるということでございますから、こうしたことについて何のわだかまりもないというわけには、きっといかないと思うんですね。

たまたま、大体役所の人事というのはずっと上がっていくにつれ、衆目の一致するところというのもあろうかと思えます。そのときに、ある種、年齢というか、誕生日というか、めぐり合わせで、ほんの1日違うだけで退職金500万違ってくるといふことになりまして、これはこれで何か、本当に何でこんな制度になってるんだろうという思いが心のどこかにひっかかってしまう。また、そういうことで、もしかすると指名する側も、ちょっと、ああ、どうしようかなというふうに遠慮をされるということになりますと、これはこれでまた人事権を縛るということになってしまってもいけません。

したがって、こうした、ある種制度と制度のはざまがないようにするように工夫していくということが必要だと思えますし、そうしたことについて、いま一度考えていただきたいと思うんですが、これ、ちょっと答弁していただいとほかの質問ができなくな

## 2014年6月定例会 個人質問

るので、これは要望とさせていただきます、次、教育の問題について質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの御答弁、いじめ問題につきまして、いじめを発見したときにはということで、いじめを受けた生徒からは受容的、共感的な姿勢で聞き取りを行い、状況の把握に努めますという御答弁をいただきました。

いじめを受けた側からヒアリングをするというのは当然のこととしまして、いじめをした側の児童生徒からヒアリングは行っているのでしょうか。

○副議長（川上八郎） 木下教育長。

○番外（教育長木下 誠）（登壇） 再度の御質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、いじめられてる生徒を優先的に、いじめられている生徒を守るということをやっていきますが、当然、いじめを行った加害者側の生徒についてもヒアリングを行って、ヒアリングを行う中で、先ほど申し上げましたように、どのようなことをやったのかということであったり、あるいは、その背景にあるもの、例えばいろいろと自分の悩みであったり、そういうことについても丁寧に加害者についても聞き取りを行って、その改善に努めていくというところでございます。

○副議長（川上八郎） 櫻井委員。

○9番（櫻井 周）（登壇） このいじめの問題について、まさに、もちろんいじめられた児童生徒の安全を確保するという、守っていくということは、これは第一番として優先しなければいけないことなんですけれども、ただ、そこを確保した上で、しかし根本的な解決にしていけないと、そのいじめられた子が学校生活に戻れないわけでございますから、平穏な学校生活を送っていくためにも根本的な解決、そのためにはいじめた側について先ほど来議論させていただいてるとおり深く反省をし、心の底から反省をし、二度といじめはしない、いじめというのはいけないんだということをしっかりと反省しなきゃいけない。

その中で、よその自治体、教育委員会で行われている事例としましては、いじめた子は仮に複数、4人いたとしますと、その4人について別々の部屋に入れて、それぞれ一人一人、1人または2人の教員が話を聞き取ると、聞き取った上で、ほかの子たちが言っていることと話をすり合わせて、本当のことを言ってるのかどうか、いわば、ある種犯罪の捜査みたいな形にも似たようなところはございますが、しかし、しっかりとそこで聞き取りをして、本当のことを言うまでずっと延々と話を、ヒアリングを行う、事情聴取を行うと。そうした中で本当のことを言って、本当のことをしゃべり始める中で、やっぱり悪いことをしたんだと、本当に済まないなというふうに思うように至るというような方法もあると聞いています。

もちろんこのいじめの問題解決の方法というのは1つではないと思います。ケース・バイ・ケース、いろいろな方法があろうかと思いますが、私自身、ちょっと感じるのは、もちろん教育長は熱い思いで、これ、いじめは何とか解決していかなくやいけない、

## 2014年6月定例会 個人質問

---

また、教育委員の皆さんもそう思っている。教育委員会事務局の中でもそういう体制で一生懸命頑張っておられる。ただ、それが今度学校現場に行き、校長先生に伝わり、学校の担任の教員に行きということになって行く中で、だんだんその熱が下がっていったのではないかと。つまり教育委員会と現場との温度の違いというのを少し感じるところでございます。

あともう一つは、現場の先生方ももちろんいじめはいけないと、これは何とかしないと、いけないと思いつつも、じゃあ、ふだんの授業もやっていかなきゃいけない。それに加えて、そのいじめの問題を解決しなきゃいけないということで、なかなか解決、どうやって具体的にやったらいいのかということに至らないように感じております。

そうした中で、そんなん言ったって、どだい無理なんだからと、もうできることは精いっぱいやってるんだということで、中には教員自身が、こんなに頑張ってるんだからということで自己満足に浸ってしまっているような事例も聞いております。

それは私がそういうふう感じただけでございますから、実際に教員の先生はそうでないのかもしれませんが、その温度感、あと、それから教育委員会としてもしっかりと手段を現場の教員に提供していかないと、このいじめの問題というのはなかなか解決できないのかなというふうに思っておりますので、その手段の提供ということをしかりとお願いして、時間がないので質問はやめて要望とさせていただきます。